

Q&A 美しい魔女は証拠なしに誘惑し、殺し、恐喝し、強制する

オリエンタルデイリーから転載

美しい魔女の場合、死刑を宣告され、誘惑され、殺害され、恐喝され、証拠もなく強要された!本土の美人魔女殺し屋ラオ・ロンジと彼女の元ボーイフレンドのファ・ツイインは、1996年以來7人を誘拐し、強盗し、殺害し、その後何年もの間逃げました。結局、彼は殺人などの罪で逮捕され、一審で死刑を宣告されました。彼女は控訴を受理することを拒否し、江西省高等人民法院は二審の評決を下した。

上告は棄却され、原判決が維持された。本土メディアのニュースによると、老榮志は1974年に江西省で生まれ、もともとは江西九江石油化学会社の子供たちのための学校でした。小学校の教師。若い頃、老榮志は容姿端麗で、後に10歳年上の既婚男性の法紫瑛と知り合った。

1996年法律

Rongzhiは無給で留まり、Faziyingと一緒に九江を去り、犯罪の道に乗り出しました。1996年の犯行から2022年まで26歳。

1999年11月、Faziyingは法律の起訴を主導し(Lao Rongzhiは釈放された)、合肥中級裁判所で裁判にかけられた。

1996年7月から1999年7月まで、彼は老榮志と組んで犯罪を犯し、7人を相次いで殺害しました。

彼は故意の殺人と強盗の罪で死刑を宣告され、1999年12月28日に死刑を執行しました。

事件後、老榮志は「学利」という仮名で逃亡し、福建省廈門市のバーで酒を売っていた。その後、同市内のショッピングモールに時計を売りに行き、期間中に警察の顔認証システムに認識された。デイは逮捕され、裁判にかけられました。

南昌中級裁判所は、第一審で、老榮志と法子英が1996年から1999年の間に老榮志と結婚していたことを発見しました。

娯楽施設は護衛サービスに従事し、犯罪の標的を探しており、Faziyingは暴力を犯しています。二人は江西省にいた

南昌市、浙江省温州市、江蘇省常州市、安徽省合肥市が共同で強盗、誘拐、殺人を行った4件の意図的な殺人があり、7人の犠牲者が死亡した。一審裁判所は老榮志に故意の殺人、強盗の罪を認めた

強盗及び誘拐の罪は、複数の罪を併科して処罰し、死刑を宣告し、終身政治的権利を剥奪し、すべての個人財産を没収する。

生産。Lao Rongzhiはそれを受け入れることを拒否し、彼がFaziyingによって精神的に制御され、強制されたという理由で、江西省高等人民法院に訴訟を起こしました。

(高裁)控訴。高等法院の2番目の審理では、1996年から1999年にかけて、老榮志と法子英が意図的な殺人、強盗、誘拐の共同犯罪で、老榮志は積極的に偵察、欺瞞、拘束、警

備、被害者を脅迫したり、ラインを踏んだり、お金を引き出したり、犯罪ツールを購入したりするなど、Faziyingと明確な分業を行い、互いに協力しています。明らかな効果と強力な独立性が組み合わさって、共犯者を構成します。証拠もなく、3年以内に多くの場所で複数の犯罪を犯した

老榮志が強制され、精神的に支配されていたことが証明され、高等法院は 2022 年 11 月 30 日に第 2 審の判決を下し、控訴を棄却しました。

原判決を支持する。

二審の判決が言い渡された後、老榮志は依然としてそれを受け入れることを拒否し、法廷で上訴したいと表明しました。彼は上訴して裁判監督手続きを開始することができますか？ 場合による

裁判監督手続きを開始するための法定条件を満たしているかどうか。老榮治は、原裁判所（高等裁判所）または最高裁判所に上訴することができます。

高裁への上訴が認められた場合、高裁は別の合議体による再審を開始し、最高裁が再審を命じた場合、元の裁判所に再審を命じることができます。

裁判所と同じレベルの他の裁判所は、事件を再審理することができます。裁判に持ち込むこともできます。原審で審理する方が適切である場合は、原審の人民法院に命令することもできる。トリアル。

この事件の控訴が不成立の場合、その事件は直ちに執行手続きに入ることはなく、高等裁判所は死刑の承認を求めて最高裁判所に報告します。

この事件の2番目の審理が高等裁判所によって審理されたので、死刑の審査手続きも高等裁判所によって審査され、その後、死刑の承認のために最高裁判所に提出されました。最高裁判所は、死刑を承認または不承認とする決定を下すものとする。死刑を承認しない者については、最高裁判所は再審のために差し戻すか、

刑を受ける。最高裁判所が死刑を承認した場合、最高裁判所長官は死刑執行を命じる。通常は第一審裁判所
南昌中級人民法院。

この事件の追跡で美魔女を処刑できるかどうかは、追跡再審が成功するか、最高裁が死刑を認めるかどうかにかかっている。継続的な更新にご期待ください。

法文「刑事訴訟法」参照

第247条 中級人民法院が死刑を宣告した第一審の事件で、被告が上訴しなかった場合、上級人民法院が審理し、最高人民法院に報告して承認を得る。上級人民裁判所が死刑を課すことに同意しない場合、それを裁判にかけるか、再審のために差し戻すことができます。上級人民法院が死刑を宣告し、被告人が控訴しなかった第一審の場合、および死刑が宣告された第二審の場合、最高人民法院に報告し、承認を得る。

第252条 当事者、法定代理人及び近親者は、

法律上有効な判決又は命令に対して人民法院又は人民檢察院に不服を申し立てることができるが、その判決又は命令の執行を停止することはできない。

第 253 条 当事者、その法定代理人または近親者の上告が次のいずれかの状況に該当する場合、人民法院は再審を行う。

(1) 原判決または決定で確認された事実が実際に誤りであったことを証明する新たな証拠があり、有罪判決および量刑に影響を与える可能性がある。

(2) 有罪判決および判決の証拠が不正確、不十分であり、法律に従って除外されるべきである、または事件の事実を証明する主要な証拠の間に矛盾がある。

(3) 原判決または裁定における法の適用が実際に間違っていた。

(4) 法律の定める手続に違反し、公正な裁判に影響を与えるおそれのある行為。

(5) 事件の審理中、裁判官は汚職を犯し、賄賂を受け取り、個人的な利益のために違法行為を行い、判決を下す際に法を曲げた。

第二百五十四条 2 最高人民法院が各級人民法院の法的効力を有する判決及び命令に相当の誤りがあると認めるとき、又は上級人民法院が法的効力を有するものに相当の誤りがあると認めるとき。下級人民法院の判決及び命令、下級人民法院の再審又は再審を命じる権利。

第二百五十五条 上級人民法院が下級人民法院に再審を命じたときは、原審人民法院以外の下級人民法院に審理を命じなければならない。また、原審人民法院に審理を命じることができる。

